記号 ・ 型式	AW 1　既設　アルミ製２段４連引違い窓	6	AW 11　新設　アルミ製２段４連引違い窓（外付工法）
姿　図	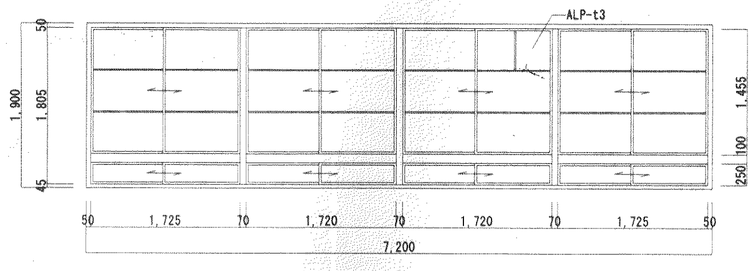		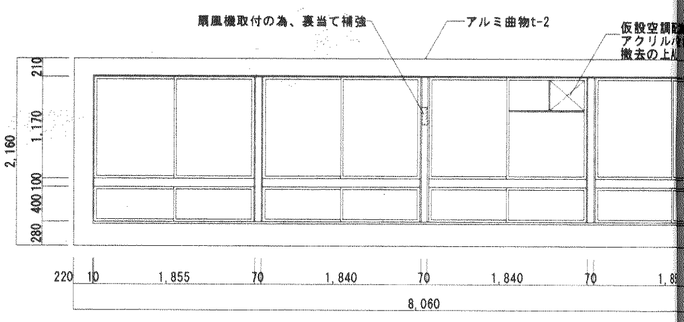
見　込	７０		７０
材　質	アルミニウム		アルミニウム
ガラス	Ｐ－３		Ｐ－５
仕　上			無着色陽極酸化塗装複合皮膜　Ｂ－１種
金　物			アルミ建具附属金物一式
備　　考	解体撤去：５箇所　　ガラス入れ替え：１箇所		換気扇用開口・アルミ板t-3取付
記号 ・ 型式	AW 2　既設　アルミ製２段４連引違い窓	2	AW 12　新設　アルミ製２段４連引違い窓（外付工法）
姿　図	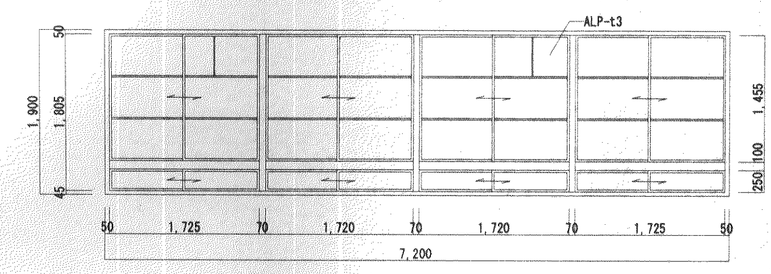		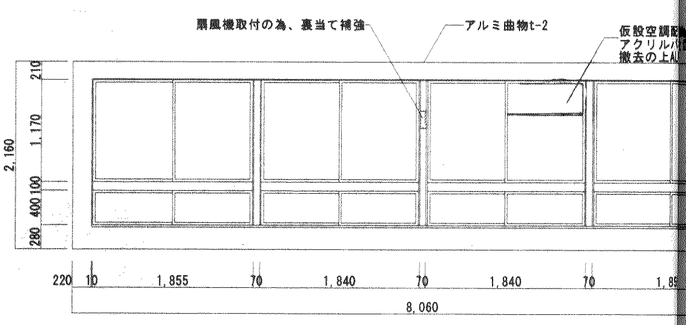
見　込	７０		７０
材　質	アルミニウム		アルミニウム
ガラス	Ｐ－３		Ｐ－５
仕　上			無着色陽極酸化塗装複合皮膜　Ｂ－１種
金　物			アルミ建具附属金物一式
備　　考	解体撤去：１箇所　　パネル入れ替え：1箇所		換気扇用開口・アルミ板t-3取付
記号 ・ 型式	AW 3　既設　アルミ製２段３連引違い窓	4	AW 3A　既設　アルミ製２段３連引違い窓　ガラス入れ替え
姿　図	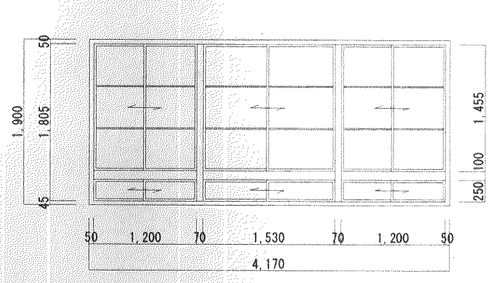		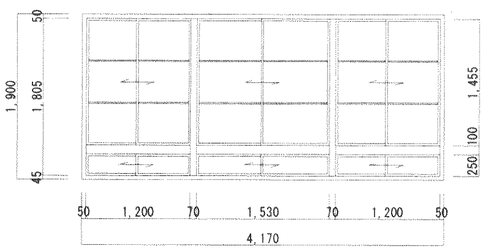
見　込	７０		７０
材　質	アルミニウム		アルミニウム
ガラス	Ｐ－３		ＮＰ－６．８
仕　上			
金　物			
備　　考			ガラス入替え及びクリーニング

共通事項

1. 特記のないドアの形状（寸法）は、分類番号4-01による。ただしドア高さは2,100を標準とする
2. 標準型建具とは、形状が(4-01-1)A-1～B-8及び寸法等が標準仕様書(16.3.6)(16.4.6)によるもの
3. 特記のない標準型建具の建具枠詳細番号は、(4-21-1～4)(4-23-1,2)(4-24-1,2)
   (4-31-1-6)(4-41-1)(4-42-1)(4-43-1)(4-44-1)(4-45-1,3)のいずれかとする
4. 特記のない標準型建具以外の建具枠詳細番号は、(4-11-1～3)(4-12-1,2)(4-13-1～3)
   (4-22-1～5)(4-23-3～5)(4-24-3,4)(4-25-1,2)(4-31-1～6)(4-41-2,3)
   (4-42-2,3)(4-43-2,3)(4-44-2,3)(4-45-2,4)(4-46-1)(4-47-1)のいずれかとする
5. 特記のない外部に面するドアの鍵は、フロアヒンジ使用のドアはシリンダー本締錠、その他のドアはシリンダー箱錠とする
6. 特記のない内部ドアはレバーハンドルシリンダー箱錠、ピボットヒンジとする（便所出入りﾛﾄﾞ7は丁番）
   又、特記のない外部に面するドアは丁番とする
7. 特記のない多機能便所の片引きドアは制動装置（ストップ付）とし、鍵は表示・大型サムターン付引き戸鍵とする
8. 特記のない外部に面するドアのフロアヒンジは竪スプリング型、その他のドアは横スプリング型とする
9. 特記のない握り玉、押板類、クレセント類の取付位置は、下表による

金物の種類	床上端からの金物の高さ（m）
握り玉、とって類の中心	1.0
押板類の中心	1.1
クレセント類の中心	窓は0.8以上1.5以下とする
レバーハンドルの中心	1.05

10. 特記のない便所、洗面所の引手・押板は右図とって形状のＡ型とし、多機能便所は右図とって形状のＢ型とする
11. 鋼製（電動）ｼｬｯﾀｰ自動扉及び電気錠は２次配線共とする。又電動シャッターの電源については単相とする
12. トーメイガラス 厚5mm以上はすべてフロートガラスとする
13. 特記のない扉見込みは、鋼製・木製（ふすま、障子を除く）の場合40mm、鋼製軽量の場合36mmとする
14. 特記のない外部に面する軽量シャッターのレール、まぐさはステンレス製（ＳＵＳ３０４ 厚1.5）とする
15. 特記のない外部に面する鋼製開き戸は簡易気密とする
16. レバーハンドルはステンレス製とする
17. ガラリの形状及び開口率は(4-01-1)付2による　なお特記のないガラリ材種は主材と同材とする
18. 特記のない防火設備（防火戸）のくぐり戸は、オートヒンジ付とする

略号

R	既製建具及びこれに準ずる建具			
0	既製建具及びこれに準ずる建具以外の建具			
S	標準型建具			
AD	アルミ製ドア	LD	鋼製軽量ドア	
AW	アルミ製窓	LDS	標準型建具鋼製軽量ドア	
AG	アルミ製ガラリ	WD	木製ドア	
ACW	アルミ製カーテンウォール	WW	木製窓	
SD	鋼製ドア	WG	木製ガラリ	
SDS	標準型建具鋼製ドア	H	ふすま	
SW	鋼製窓	P	紙障子	
SG	鋼製ガラリ	DC	ドアクローザー	
SSD	ステンレス製ドア	FH	フロアヒンジ	
SSW	ステンレス製窓	PH	ピボットヒンジ	
SSG	ステンレス製ガラリ	LH	ラバトリヒンジ	
			ヒンジクローザー	